
 論 説

立ち直り支援をめぐる二つの隘路と 矯正施設のリフレクティング

矢 原 隆 行

1. はじめに

福岡少年院は、福岡市街南部に広がる住宅地の一角、古墳や瓦窯跡に囲まれた丘陵地にある。筆者がこの少年院とのあいだに共同研究の協定を結び、定期的に通い始めて数年になる。本稿では、「全国の少年院で初めてリフレクティングに取り組む」とメディアで紹介されることもあるこの施設で実践し、学び、考えてきたことを（無論、今もそれは変化し、動き続けているけれど）振りかえってみたい。その際、矯正施設におけるリフレクティング・プロセスが従来「支援」や「立ち直り」と呼ばれてきたものに対していかなる新たな含意を有するのかを闡明するため、二つの光源を用いる。一つは、L. S. ヴィゴツキーを独自に読み解くことを通して、発達に関する新たな理論を提示したF. ニューマンとL. ホルツマンの《道具と結果》方法論。もう一つは、和辻哲郎の風土とJ. v. ユクスキュルの環世界の概念に示唆を得て、きわめて広い射程を持つ「風土学」を提唱するA. ベルクによる風土理論である。《道具と結果》方法論は、「立ち直り」という結果のための道具として狭隘化した「支援」と、そうした支援観に規定されることで貧窶化する立ち直り像を脱するための一つの手がかりとなろう。また、風土理論は、アリストテレスのいうトポス（抽象的局所）とプラトンのいうコーラ（実存的場所）を弁別することで、支援や立ち直りが生じる場の風土に注目する意義への理解を促してくれるだろう。

無論、つねに先にあるのは実践である。記述や理論的意味付けは、あく

論 説

までその後が続く。本稿では、立ち直り支援のパラダイムシフトをめぐる近年の諸議論を瞥見したうえで、福岡少年院の人々とともに筆者が組みむりフレクティング・プロセスの実際と、それを透かし見ることで展望される今後の実践への手がかりについて素描したい。そのことは、たんにユニークな会話技法として矮小化されがちなりフレクティングが本来有する広さと深さを再確認することを意味すると同時に、従来の「立ち直り支援」研究において看過されてきた「支援」の変容可能性に焦点を置いた実践を切り拓く具体的方途を示唆するものでもあるだろう。先取りして述べるなら、それは対面的相互行為の域を超えて、矯正施設の風土を更新していく活動であり、「支援」と「立ち直り」の両者を硬直化させる相互の桎梏から解放せんとする身振りである。

2. 立ち直り支援のパラダイムシフトとロゴスの檻

2-1. 立ち直りとその類語・関連語

本論に入る前に、「立ち直り」という語について、その実用上の類語とともに確認しておく。犯罪学領域の先行研究や関連分野の言表を瞥見すると、「更生」「離脱」「回復」「社会復帰」といった類語がひとまず目に留まる。岡邊健（2021）によれば、日本の刑事政策・犯罪学の研究者・実務家の間で伝統的に用いられてきたのが「更生」で、一九四九年成立の犯罪者予防更生法に見られるように、少なくとも七〇年以上の歴史をもつ概念であるという。遡れば、かの『莊子』に「更生則幾矣」の一文が見られるように、本来、はるかに長い歴史を持つ語であろう。

一般に、「更生」の英訳にはrehabilitationの語が当てられていることが多い。これは、もともと医療・福祉分野で用いられ、近年、犯罪学の研究分野でも頻繁に使われる「社会復帰」の英訳語とも共通する。研究者らが後者を用いるのは、英訳語は同じでも、「更生保護」といった特定の制度と結びついてイメージされる「更生」よりも「社会復帰」の方が一般的なニュ

立ち直り支援をめぐる二つの隘路と矯正施設のリフレクティング

アンスを持ち、使いやすいということもあるのだろう。つづいてよく用いられているのが、日常的にも広く使用される「回復」である。「立ち直り」と「離脱」は二〇一〇年代半ば以降に頻用されるようになった、と岡邊(2021)は分析している。「回復」はrecovery、「離脱」はdesistanceに対応した訳語であるが、「立ち直り」に関しては、各所でdesistance、recoveryの両方に対する訳語として(明示的にも暗示的にも)用いられており、管見の限り、犯罪学領域でこれら三語の用法はまだ明確に峻別されるには至っていない。

単語の構造から見るなら、desistanceがde-sist、すなわち、離れることを意味する接頭辞de-を伴うことから、何事かから離れる、止める身振りを表す一方、recoveryはre-cover、すなわち、再び(re)何かをつかみ取ること、rehabilitationの語源re-habilisは再び相応しい状態になることである。日本語を見ても、「離脱」は何事か相対的にネガティブな事態から離れ、脱することであるのに対し、「回復」「更生」「社会復帰」は、再びポジティブな状態を獲得、あるいは、望ましい状況へと到来することを含意する語であるといえよう。desistanceでもありrecoveryでもある「立ち直り」には、このde-(～からの離脱)とre-(～への回復)という一見対極的な二つのベクトルの動きが内包されている。ひとまず、そのように見立てることで、「立ち直り」概念の潜在力を予感することも可能である。

「立ち直る」「回復する」「離脱する」「更生する」「社会復帰する」と動詞にすると明らかな通り、これらは本来、動作主体の自律的な動きあるいは変容を表す。しかし、当該分野の研究や実務における実際の用語法を見るなら、これらの語が用いられる際、多くの場合、そこに「支援」という語が伴うことに気づく。「立ち直り支援」「回復支援」「離脱支援」「更生支援」「社会復帰支援」といった表現は、当該分野において実に馴染み深いものであり⁽¹⁾、直接これらの語が用いられていない場合にも、関心の焦点が「支援」にあると見られる言表がその大半を占めている。そこでは、「立ち直らせる」「回復させる」「離脱させる」「更生させる」「社会復帰させる」と

いった使役形がそれらの言表に伏在あるいは顕在しており、その動作主体はあくまで支援を行う者、すなわち支援者（多くの場合、専門職や専門機関）ということになる。

2-2. 立ち直り支援のパラダイムシフトと支援関係の絶対性の隘路

あるいは、このようにまとめてしまうことに対して、それぞれの語が有する固有の歴史を等閑にするものではないか、との批判もあり得よう。たとえば、犯罪からの離脱研究で知られるS. マルナは、desistanceという単語が当初rehabilitationとは対照的な事態に言及するために用いられたのだと指摘している(Maruna 2017)。そこでは「国家によって更生(rehabilitation)させられるか、自らが自発的に離脱(desistance)するか」という決定的差異が前景化することになる。マルナはこの二つの用語間の焦点の移行が薬物依存分野における治療(treatment)と回復(recovery)をめぐる議論に呼応したものであるとも述べている。すなわち、rehabilitation研究では、一種の医療モデルとしてランダム化比較試験(RCT)に代表される評価研究により、そのプログラムの「治療」効果が検討されるのが一般的であるのに対して、desistance研究では、プログラムの成果ではなく個人の人生行路に焦点を当てるため、長期にわたる個人の縦断研究やセルフ・ナラティブに関する質的研究が頻用され、個人の欠点を矯正するよりも、「回復」につながる強み・長所(strength)を承認することが重視される。

マルナによるこうした指摘が立ち直り支援の新地平を切り拓くうえで重要なものであることは言うまでもない。本邦においても、マルナらの議論を参照しつつ犯罪者処遇をめぐるパラダイムのポジティブ・シフトを論ずる津富宏(2011)が、犯罪者を問題として捉えるネガティブモデルから、資源として捉えるポジティブモデル(長所基盤モデル)への移行を提唱している。そこでの類型化によれば、ネガティブモデルとは、犯罪者を治療や制裁の客体とみなすもの、中立モデルとは、犯罪者を主体と同時に客体であるとみなすもの⁽²⁾、そして、ポジティブモデルとは、犯罪者こそを

立ち直り支援をめぐる二つの隘路と矯正施設のリフレクティング

主体とみなし、「…本人がそもそももっている善き側面（長所・資源）を手がかりに立ち直りへの道筋をつける」（津富 2011:68）ものである。津富はさらに、ポジティブモデルをその一つに含む犯罪者処遇の新たなパラダイムを「リカバリー・パラダイム」と名付けている。ここに先のマルナの指摘にあった〈治療／回復〉の対比との同型性を見てとることは容易だろう。

こうした差異、変化をある種のパラダイムシフトとみなすことは、一見識として十分な意義を有する。実際、ポジティブモデルに見られる本人の主体性を尊重する支援のあり方は、そのアイデンティティに関してこれまで他者によって烙印された権威的かつ否定的な説明に対抗するための強力な戦略となり得るだろう。しかし、一方でそれがあくまで「犯罪者処遇のパラダイムシフト」であることを鑑みるなら、そこにはやはり「立ち直らせる」という使役形が伏在し、被支援者／支援者の絶対的關係が保持されているのではないか、との懸念は拭い難い。また、ナラティヴ・プラクティスの創始者として知られるM. ホワイトがアイデンティティに関する自然主義的説明の脱構築に取り組むなかで、個人における強み（strength）や資源（resource）の保有が世界共通の普遍的現象ではない（それらは比較的最近、西洋文化の表舞台に躍り出たアイデアに過ぎない）と強調していること（White 2004=2007）を想起するなら、「本人がそもそももっている善き側面」を眼差そうとする研究者・実践者の視線が、そのパフォーマティヴな次元において、はたして個人のアイデンティティをいかなるものとして構成しようとするのか、との疑問も頭を擡げてくるだろう。こうした懸念や疑問に目を凝らすとき、そこに立ち直り支援のパラダイムシフトを標榜する議論になお柵むロゴスの檻が見透かされるように思われる。

敷衍しよう。図1は、既存の立ち直り支援の構図を図式化したものである。立ち直りという事象を犯罪や非行の停止状態と捉えるにせよ、個人のアイデンティティの変容プロセスと捉えるにせよ⁽³⁾、犯罪者処遇や立ち直り支援の基本は、専門機関や専門職を中心とした支援者による被支援者

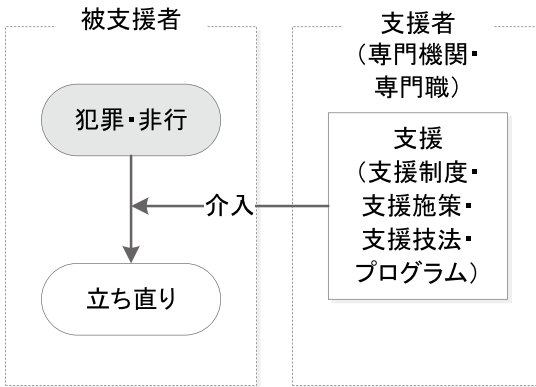


図1 立ち直りをめぐる既存の支援／被支援の構図

への介入にある。このとき、事象としての立ち直りは、あくまで被支援者の側において生じる結果であり、支援者側の行う支援（そこには制度や施策、技法、プログラム等の多層的レベルが含まれる）は、

それが十分な成果を挙げるにせよ、そうでないにせよ、そうした結果のための道具ということになる。支援、すなわち

支援者からの介入に用いられる道具は、時流により（あるいは、時流の一種たるエビデンスと呼ばれるものにより）、新調されたり、入れ替えられたりするだろうが、支援者が支援者として被支援者に対して介入する側にあるという関係の絶対性自体が変化することはない。言い換えれば、この立ち直り支援の構図においては、支援者の使う道具は変わっても、支援者の優位的ポジションが（さらに言えば、主体としての支援者自体が）変わる必要はないということだ。そうした支援関係においては、そこで被支援者の悪しき側面（問題）に焦点が置かれるにせよ、善き側面（強みや資源）に焦点が置かれるにせよ、それは絶対的主体たる支援者側の支配的な文化知識を物差しとしたプロクルステスの寝台上で生じる事態の域を出ることはあるまい。そこにおいて被支援者側に割り当てられる「主体性」とは、支援関係における絶対的客体に対して、せいぜい形ばかりに与えられる安びかの飾りに止まるだろう⁽⁴⁾。本稿では、これを「支援関係の絶対性の隘路」と呼ぶ。

2-3. 傷ついた癒し手と〈主体／社会〉の二項対立の隘路

こうした主張に対して、当然ながら、支援が必ずしも専門機関や専門職の手によるものばかりでなく、立ち直った被支援者、仲間 (peer)、元当事者と呼ばれる人々によっても担われることを指摘する声もあるだろう。そこにこそ光を感じる希望があることは疑い得ない。長所基盤アプローチを論じるマルナらも、「修復的司法」の語の創始者として知られるA. イグラッシュの議論 (Eglish 1958) を参照しつつ、有罪宣告を受けた者がたんに刑罰を受けたり債務を弁済したりする1マイル目を超えて、「悪いことをしてしまった人自身が、刑務所に入ってしまうおそれがある他の人々を向き直らせる手助けをする」(Maruna & Lebel 2009=2011: 108) 2マイル目を進むことの意義を論じている。いわゆる「傷ついた癒し手 (wounded healer)」の自他への作用を考えるなら、この2マイル目が元当事者と呼ばれる支援者側にも、被支援者側にも、マルナらが主張するところの「ステイグマ管理」の大きな力を生み出すであろうことは想像に難くない。

しかし、ここでなお見据えるべきは、そうした光を感じられる取り組みや、それを表現するための言葉が実に容易に専門機関や専門職によって篡奪されてしまうということだ。たとえば、薬物依存からの回復の支援者であるとともに薬物依存当事者でもある倉田めばは、自らが開設した大阪ダルクの活動を振り返るなかで、当事者主導のキーワード「回復」の持つ力と希望を論じつつ、こう自問する。「しかし現状はどうだろうか? 『更生』に代って今度は『回復』という言葉をも多くの専門家が口に出した時、それは、あたかも強制的なゴールのようなニュアンスを帯び、プロセスとしての『回復』という言葉がもっている重層性や多様性、もっというなら、個人個人に立脚した創造性を喪失したように目に映る」(倉田 2020: 204)。そう。同じ言葉を用いたとしても、語り手とそのニュアンスによって、そこに生じる意味、働きは全く異質なものとなる。さらに、倉田の透徹した視線は、既存の支援制度に支援者として巻き込まれる当事者や、「当事者の語り」を一見中立的な研究という文脈において篡奪する研究者にも向け

論 説

られる。「…ダルクの仕事を始めた時には、すでに障害者総合支援法があり、公的機関が提供する薬物乱用防止プログラムに協力する体制が当然のものであるとする新しい世代にとっては、それはこなすべき仕事の一環にすぎないのかもしれない。そこに、自由に支えられた主体的な回復はあるのだろうか。それを聞き取って研究している研究者は、回復について理解できるのだろうか」(同:210)。「当事者主導」「当事者の声」といった希望も、それらが既存の制度や力関係に掬めとられるなら、「専門家にとって使い勝手の良い当事者」「研究者の論旨に沿って都合良く切り抜かれた当事者の声」へと虚しく歪められてしまうだろう。言うまでもなく、個々の専門家や研究者の意図に関わらず、それは生じ得る。すなわち、光を感じる2マイル目の歩みは、我々が生きる世界に深く刻まれた既存の関係の文脈上にその足場を置かざるを得ず、得てしてそれは不均衡の再生産という意図せざる結果へと人々を導くものとなる⁽⁵⁾。あらためて各種の制度に深くかつ多層的に根差した「支援関係の絶対性の隘路」の容易ならざるが知れよう。

「だからこそ」とマルナらの声が聞こえてくる。彼らはイグラッシュのいう2マイル目が主としてスティグマ管理の行為であるのに対して、さらに「再統合的アドヴォカシー」という3マイル目へと進むことを提言する。それは社会的偏見を打ち破ることで元受刑者全般に対するスティグマと広範に対決せんとする一歩である。「社会が人にやり方を変えることを要請するのであれば、社会もまた変わることが必要だろう」(Maruna & Lebel 2009=2011:122)との言葉に端的に表現される通り、そこで期待されるのは、当事者個人の立ち直りと対をなす社会の立ち直りという変化に他ならない。国内においても、平井秀幸(2016)はマルナらの主張をさらに精緻な形で理論的に推し進めるなかで「…生成的主体へと変容することを交換条件とするようなものではなく、それとは独立した『立ち直り』の対象として当該主体を取り巻く社会の変容が要請されなければならない」(平井2016:78)、と立ち直りの社会モデルの必要性を論じている。

立ち直り支援をめぐる二つの隘路と矯正施設のリフレクティング

当該領域の議論に見られるこうした注目すべき進展に「犯罪者処遇モデルのポジティブ・シフト」を超えた「社会の立ち直りモデル」と呼び得るラディカルなパラダイムシフトを見出すことが可能だろう。筆者もまた、こうした視野の広がり強く期待を寄せる者の一人である。しかし同時に、なお懸念を有している。たとえば、マルナらがT.ルベルによる調査結果(Lebel 2009)に言及しつつ、「…彼は、アドヴォカシー志向や活動家志向と、犯罪的態度および犯罪行動との間に、強い負の相関を見出した」(Maruna & Lebel 2009=2011:119)と強調し⁽⁶⁾、3マイル目の活動が向社会的アイデンティティを維持し、犯罪からの持続的な離脱を促進する一助となり得ることを訴える様を見るとき、そこになお「対象としての当事者」の離脱に焦点化する支援の眼差しが刻まれていることを感じぬわけにはいかない。

一方、より注意深く理論的検討を進めている平井の議論を見ると、そこでは「当該主体」に対する(それとは独立した)「社会」の位置付けがその議論における対立軸として前景化されていることが見てとれる。しかし、そうした〈主体/社会〉の二分法においては、前者の具体性(つまりところ、「元当事者」として指し示されてしまうような個的存在)に比べ、後者の「社会」はあまりに茫漠たる存在に留まる。畢竟、「社会の立ち直り」という言葉が勇ましいスローガンであることを超えて、それが具体的にいかなる場でのどのような立ち直りを指すのか、その実践的な踏み出し先は定かとは言い難い。「社会の立ち直り」を空虚なものとしないうためにも、我々は「支援関係の絶対性」が生じるその場から目を逸らすべきではない。

無論、生起しつつある新たなパラダイムに対してあまりに多くを求めるのは、それ自体、無いものねだりであるだろう。しかし、具体的な場の文脈に根差すことなく用いられる〈主体/社会〉の普遍的二分法に依拠した研究や実践は、得てして働きかけ易い個的对象、すなわち当事者の焦点化へと立ち戻りがちだろうし、その一方で社会変革は唱えられつつも、社会という巨大な対象(そもそも、それは具体的実践の対象足り得るだろうか?)に向かう太刀先は曖昧化して、変容の内実は有耶無耶となりかねま

論 説

い。かつて「場所」を論じた中村雄二郎（1989）は、近代化の過程において生じた意識あるいは自我としての主体の「場所からの自立・離脱」が、場所の無意味化、すなわち抽象的無限空間化と表裏をなすものであることを喝破した。そうした視座に立つなら、生きられる具体的な場の文脈に根差すことなく用いられる〈主体／社会〉の普遍的二分法が孕む危うさもまた、近代社会において定型化されたロゴスの檻の一種といえよう。本稿では、これを「抽象的二項対立の隘路」と呼ぶ。

かくして本節では、立ち直り支援をめぐる複数のパラダイムシフトを経てなお柵むロゴスの檻、「支援関係の絶対性の隘路」と「抽象的二項対立の隘路」という二つの隘路を確認した。では、これらの隘路を横目に、いかなる実践と理論があり得るのか。以下では、福岡少年院という一つの具体的な「立ち直り支援」の場（あるいは、十分な摩擦を有するざらざらした地面）におけるリフレクティング・プロセスを参照しつつ、その一つの可能性を検討する。

3. 福岡少年院のリフレクティング・プロセスと その含意

3-1. 矯正施設をリフレクティングのフィールドとすること

まず、本稿において紹介する実践が少年院という矯正施設の一種をフィールドとすることの意味について確認しておこう。日本の刑事司法システムにおいて、犯罪者や非行少年と位置づけられた者を刑務所や少年院等の収容施設において処遇（*treatment*）することを施設内処遇と呼び、これに対して収容施設の外でなされる保護観察等の処遇は社会内処遇と呼ばれる。また、社会内においては、刑事司法システムに則したフォーマルな処遇に加え、前節でも触れたいわゆる「当事者」を含む多様な担い手によるインフォーマルな処遇（きわめて豊かな可能性を有するそれらを表現するのに「処遇」の語が適切であるか否かについては、当然、議論の余地が

立ち直り支援をめぐる二つの隘路と矯正施設のリフレクティング

あろう)も登場していることが知られている。

そうしたなか、矯正施設を実践の場とすることを通して期待されることは何だろうか⁽⁷⁾。一つは、「立ち直り支援」をその内側から乗り超えていくこと、すなわち、「支援の立ち直り」という可能性を模索すること。もう一つは、社会内処遇ならざるものとしての施設内処遇の位置付けを揺るがすことである、と現時点で筆者は考えている。後者から前者へと敷衍しよう。言うまでもなく、矯正施設も社会の一部を構成する以上、〈施設内／社会内〉という区分は実は奇妙なものであると同時に、そうした区分は、日本社会における矯正処遇のメインストリームの一つである矯正施設における取り組みを社会から外閉し、同時に、矯正施設から社会を外閉する現実の身振りの一面を表現している。社会から外閉された抽象空間でなされる立ち直り支援が、「支援関係の絶対性」の構図のもとで硬直化してしまう可能性を考慮するなら、その場の内と外に新鮮な風を通すことの意義はおのずと明らかであろう。その体現者であるT. アンデルセン以来、本来、リフレクティング・プロセスとは、そのような硬直化し、不可視化された文脈を繰り返し会話の場に前景化し、人々にとって生きられるものにしていくような実践である。

近年、精神医療・精神保健福祉分野において注目を集めるオープンダイアログの中核的方法としても関心の高まるリフレクティングについて、筆者はこれまで、その理論的・実践的含意を紐解くとともに(矢原2016)、その矯正領域での展開に関しても、北欧の刑務所等の現場に繰り返し足を運びつつ、それがたんなる道具と誤解され、その本来を損なうことのないよう慎重に紹介してきた(矢原2017, 2020)。いずれ日本の現場においても、そうした展開が可能になることを期待してのことであったが、それが容易ではないだろうことも(だからこそ必要であろうことも)認識していた。そうしたなか、福岡少年院との共同研究という奇遇を得られたことは、実に貴重といえる。

無論、機会はずねに好機と危機の二つの相貌を有する。明治以来の監獄

法が今世紀初めまで百年近く存続し、「欠陥を正す」意味を持つ「矯正」の語を冠する日本の矯正施設の組織風土に、支援以前の「矯正関係の絶対性」が深く刻まれていることは確かだろう。そうした場においては、リフレクティングもまた他の各種支援技法とともに被支援者に望ましい変化(=結果)をもたらすために専門家が駆使する新奇な道具の一つとして取り込まれ、消費されてしまう可能性が高い⁽⁸⁾。一方、新たなアプローチがいかなる思想にもとづくものであれ、固有の発展を遂げてきた日本の少年院という「教育」の現場で、これまで濃やかに重ねられてきた入所者と法務教官との関係の蓄積を、もしも大上段から否定する類いのものであれば、道具としての実質的な活用以前に、それは自ずと棄却されることになるだろう⁽⁹⁾。それゆえ、既成の道具として消費されることを回避しつつ、その場の文脈に丁寧に沿いながら、同時に、その場の生成変化をともに創出するような活動、すなわち、新鮮な道具と結果を同時に生みだし、その場の風土を涵養していく活動こそが、そこでは期待される。筆者が福岡少年院においてリフレクティング・トークという会話方法の教示のみならず、現場の職員らとともに当該組織全体の(あるいは、そこで編まれる多層的制度の)リフレクティング・プロセスを模索するのは、そのゆえである⁽¹⁰⁾。

3-2. 《道具と結果》方法論と全体の変化

ここで、福岡少年院の実践に適切な陰翳を与えるための一つめの光源として、ヴィゴツキーのアイデアを独自に開拓したニューマンとホルツマン(2014=2020)による議論を参照しよう。彼らが提示したのは、「結果のための道具／《道具と結果》」という二つの方法論の画期的な区別である。前者の「結果のための道具」の例としては、大量生産されて店先に並ぶ道具が挙げられる。それは特定の目的のために用いるものとして同定、認識される、いわば特定の機能が物象化された形態といえる。こうした道具の一つの帰結は、「それを使用する人間を規定するようになる」(Newman & Holzman 2014=2020:50) ことだ。これに対して、《道具と結果》は、たと

立ち直り支援をめぐる二つの隘路と矯正施設のリフレクティング

えば道具製作者によって（他の道具を含め、何かをつくり出すために）特別にデザインされ、開発された道具である。こうした道具は完成された、あるいは、一般化されたアイデンティティをもたない。その本質的特徴は、その機能にではなく、それが展開している活動にあるので、結果と切り分けることはできない。無論、《道具と結果》が機能をもたないということではない。留意すべきは、「（結果のための道具のように）その機能によって《道具と結果》を定義する試みは、それが何であるかを（そしてもちろん、その過程で定義が意味することも）すっかり歪めてしまう」（Newman & Holzman 2014=2020:51）ということだ。我々に柵む「特定の目的のための特定の活動」という桎梏を乗り越えるうえで、こうした《道具と結果》方法論は大切な足場を提供してくれる。

福岡少年院での実践に引き寄せつつ敷衍しよう。リフレクティングを誤って被支援者の立ち直り（＝結果）のための一支援技法（＝道具）と捉えてしまうなら、そうした道具を使用する支援者（少年院であれば法務教官ら）と使用される被支援者（少年院であれば入所者）は二つの立場に分断され、両者間における（被支援者を劣位に、支援者を優位に置く）一方向的関係が固定され、本来、円環的あるいは多方向的で豊かなものである入所者との会話の機会、定型化された立ち直りという目的に縛られた介入手段へと矮小化されてしまうことになる。さらに、そこでは支援者、教育者の意図が歪むことなく被支援者に伝達されること、すなわち「原因と結果の同一性」という現実離れした想定を土台に、介入の効果やエビデンスと称するものが問われ、人生の長さ、分厚さに比して、きわめて限られた時間幅の中で、十全な意味の多くが削ぎ落された浅薄な変数のいくつかでもって、その成否が測定されることになるかもしれない⁽¹¹⁾。やがて、そうした変数に脅かされるなかで、測定対象とはならない（あるいはそれを超えた）世話や心配、親しみや寛ぎといった生き生きとした会話の本質は着実に損なわれていくことになるだろう。

これに対して、《道具と結果》方法論の視座から、リフレクティング・

論 説

プロセスをそこで展開していく活動自体と捉えるならば、どうだろうか。そこに見出されるのは、つねに未完成であり、名付けること（でその動きを止めること）のできないプロセス、すなわち、直線的因果論でもって介入とその効果を切り分け、原因と結果に安易な同一性を見出してしまうような貧窶化を免れるべき取り組みとなるだろう。実際、福岡少年院のリフレクティング・プロセスとして取り組まれていることの本来は、入所者という部分対象のみを変えることではない。共同研究の当初から継続してなされているのは、たとえば「研修」という名目のもと、プロジェクトのコアメンバーである職員らと当該施設にとっての「よそ者」たる筆者が、あらかじめ方向性や計画を定めない即興的な会話を重ね（それは、あらかじめ準備された知識の提供という研究者と現場の職員との分断化ではなく、その場での相互の学び合いである）、少年院の現況に沿いつつ、それについて会話することで既存の文脈を前景化し、そこで生じる様々なアイデアについて協働を継続していくことである。そのような場を一つの基盤にして、入所者の話したいことについて入所者と法務教官が会話するリフレクティング・トークのみならず、法務教官らが自身の心配事について話すために入所者の協力を得るリフレクティング・トークや、職員同士が職員間で生じた困難な事柄について話し合うリフレクティング・トークが試行錯誤しながら実施され、それらと連動して取り組まれているいくつかのプロジェクト（会話を行う部屋づくりやリフレクティングについてのポスターづくり、リフレクティングを活かした援助集会や職員向けの心理的安全性調査等）を含め、少年院全体の風通しの良い雰囲気が醸成されていく⁽¹²⁾。ここで企図されているのは、少年院全体の変化、そこでの活動の更新にほかならない。

ニューマンらはこうした「全体の変化」と《道具と結果》方法論との結びつきについて、印象深い表現で次のように述べている。「道具製作者と詩人は（大量生産された道具の使用者や日常言語の使用者とは対照的に）、生産に際して道具をそろえてから実際に作り始めるわけではない。むしろ

立ち直り支援をめぐる二つの隘路と矯正施設のリフレクティング

彼らは、《道具と生産物》の統一体（全体性）を作り出す」（Newman & Holzman 2014=2020:64）。まさしく、詩人が詩を創るのと全く同時に新たな言葉、新たな意味を生み出すように、我々の活動は、少年院における風通しの良い新鮮な会話と、そうした会話によって

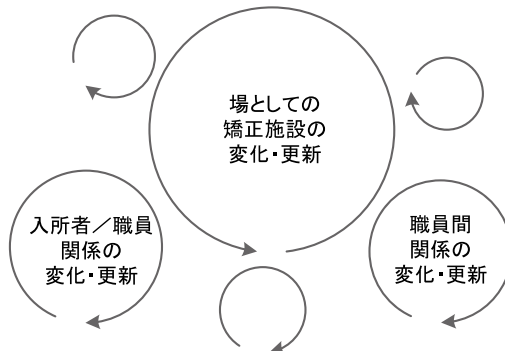


図2 立ち直りをめぐる場の変化・更新の構図

実現し、それによって、そうした会話を可能とするような会話の場としての少年院の更新を同時に試みるものである。そもそも、具体的な場において何か一つだけを変えることなど不可能である。何か変化が生じるとき、それはつねに場全体の変化なのだ。したがって、我々が見つめるべきはあくまで全体の変化、更新であり、個的存在としての入所者や、さらには職員の変化はあくまで副次的に生じる、あるいは、事後的に切り分けられ、見いだされるに過ぎない。「支援関係の絶対性」を表現した先の図1の構図と対照させるなら、こうした場の変化・更新の全体性の構図は、図2のようなものになるだろう⁽¹³⁾。そこでは、場全体の変化・更新と同時にその場に関わる各種の関係の変化・更新が生じている。

しかし、《道具と結果》の視座に立ち、こうした新たな構図を描いたとしても、いったん生まれた詩が断片化されクリシェとなり、道具製作者の道具のコピーが大量生産され工具セットとして販売されるように、入所者と法務教官のリフレクティング・トークの手順がマニュアル化して流通することで他施設において表面的にのみ反復されてしまう可能性に晒されていることもまた、我々が生きる現実である。だからこそ、リフレクティングは他でもない「ここ」で育まれるヴァナキュラーな場の風土性に沿っていくことを忘れてはならない。

3-3. 風土としての少年院

被支援者の立ち直りという「結果のための支援」がなされる場としての少年院と、少年院という場全体の変化・更新が生じていくような場としての少年院。現実においては、つねに後者が前者へと呑み込まれていく動きが避け難いものであるにせよ、この二様の場の差異と関係を吟味しておくことは、生きられる場、すなわち、風土としての少年院のリフレクティング・プロセスを見損なわぬために大切だろう。言うまでもなく、「風土」はたんなる対象化された自然環境ではなく、「人間存在の構造契機」として和辻によって提示された概念であるが、今やベルクにより発展・拡充され、「風土学」として体系化されている。ここでは、風土としての少年院のあり様を見つめるための光源として、彼の風土学とそこで示された二様の場所概念を参照しよう。

「場所」をめぐる古今の議論が立ち戻る二つの根源的概念として、プラトンのコーラとアリストテレスのトポスがある。多様な解釈に開かれた両者の違いを、ベルクは次のように整理する。「まず場所（筆者注：アリストテレスのトポス）は物から分離できる。物は動くが、場所は動かない。そして器がその中身の限界であるように、場所は物の限界である。これに対してコーラは、そこにあるものに参与する場所である。これは動的な場所であり、そこからなにか異なるものが生成してくる」（Berque 2000=2002:42）。別のところで彼は、物から分離可能であり、物が動いても動かないようなトポスとしての場所を「抽象的局所」、分離不可能であり、そこからなにか異なるものが生成してくるようなコーラとしての場所を「実存的場所」と呼んでいる（Berque 2010=2017）。前者の抽象的局所たるトポスが西洋近代的ロゴスの源流に位置づけられることは容易に想像されよう。それ自体は動かないトポスという容器の中で、物は自身の同一性（identity）を変化させることなく動くことができる。すなわち、ここに見られる「物」とは、主体＝主語の原型であり、論理学における排中律の基礎である。一方、実存的場所たるコーラは、そこにあるなにかに浸潤

立ち直り支援をめぐる二つの隘路と矯正施設のリフレクティング

しつつ、異なるものを生みだしていく。それは固定された同一性や物質的な場所には還元できず、プラトンによるその説明からしてもロゴスを越えた⁽¹⁴⁾、明確に捉え難いものである。

しかし、ベルクがその風土学において詳細に論じている通り、本来、存在はトポスにあると同時にコーラにある。たとえば、少年院という存在を抽象化された場所に還元してしまうのが不可能であることは、誰にも明らかだろう。無論、根拠法によって与えられた外形や、在院者数、非行名別構成比、職員数、居室や寮などの空間編成、カリキュラムなどの時間編成、あるいは、再入院・刑事施設入所率といった一定の普遍化可能な尺度をもって、矯正施設としてのその少年院の一面を把握し、対象化することは可能である。そこでは在院者はあくまで在院者、法務教官はあくまで法務教官であり、その同一性に変化はない。しかし、風土としての少年院は、そうした尺度によって測定、あるいは、規定可能な外形を超える。すなわち、たんに固定された同一性（主体）としてではなく、それに対立するものとして位置付けられた対象物（客体）としてでもなく、そこから新たななにかが生成し、変化するような人と人、人と身体、人と意味、人と人工物（物理的・制度的）等の関係の躍動する網の目、豊かな述語的世界が少年院という実存的な場を形成している。

こうしたトポスとコーラという場所の二重性とその動的な結びつきを洞見するベルクの風土理論の中核をなすのが、〈主体／客体〉という近代的二元論による隘路を回避し、現実の動的で複雑なつながりを描出する「通態性 (trajectivité)」の概念である⁽¹⁵⁾。通態性の論理において、現実 (r) は人間存在により述語 (P) として述語づけられた論理上の主語 (S)、つまり、 $r=S/P$ と表現される。ベルクが和辻とともに風土学の創始者としてその名を挙げるユクスキュルの環世界 (Umwelt) 概念が生物ごとに異なる豊かな世界の存在を我々に知らしめたことを想起するなら (Uexküll 1934;1970=2005)、人間世界の風土に対するベルクの定式化がこれと相同的なものであることに気づくだろう。ただし、生物一般に比しての人間の

論 説

固有性は、人類の歴史とともに編み上げられてきた象徴体系と技術体系にある。技術体系は人間にその生物学的限界を超えた活動を実現させ、象徴体系は同じくその限界を超えて広大な世界を把握することを可能にさせる。これらは近代科学をその一部に含みつつも、それを大きく超える人類史的蓄積であり、有機的全体として育まれてきた人間の風土という現実である。

しかし、先に触れた「結果のための道具」に見られるように、今日優勢な西欧近代の論理においては、AはAならざるものとはなりえない（主語の同一性の論理）。そこではあくまで、道具はあらかじめ確定した特定の結果のためにのみ存在するし、少年院における個々のプログラムは事前の計画に記載された目的の達成度合で、矯正施設としての少年院は管理運営上の問題の有無や測定可能な在院者の改善更生の状況でもって評価されてしまうだろう。その背後で生じるのは、本来の現実、すなわち動的な全体性である風土の解体であり、あとに残されるのはただバラバラな抽象的局所の寄せ集めに過ぎない。無論、幸いなことに、現実はそれが全てではない。実際の少年院では、容易にその結果を示すことができないような様々な取り組みが粘り強く重ねられており、そのプロセスのなかで入所者のみならず職員、そして、そうした個的存在が事後的に見いだされるところの関係の網の目たる制度や組織の全体が既存の同一性からの変化を多かれ少なかれ経験していく。

福岡少年院のリフレクティング・プロセスの働きとは、そうした内側からの変化の機会の創出、涵養であり、主語の同一性の論理へと還元されてしまいがちなトポスとしての少年院を、生成変化が可能な述語的世界（コーラ）に重ね合わせ、通態的な現実（ $r=S/P$ ）へと繰り返し更新していくことに他ならない。ときには、そうした試みの一部が支援や矯正のための新たな道具として受容されることも生じるだろうし、特定の技法（たとえば、入所者との会話技法としてのリフレクティング・トーク）が誤解され、物神化されてしまうかもしれない⁽¹⁶⁾。しかし、リフレクティング・プロセスは、主語（S）化して硬直した（S/P）を（S/P）/P'、（（S/P）/P'）/P''…

立ち直り支援をめぐる二つの隘路と矯正施設のリフレクティング

と繰り返し適度に差異化し、述語化しながら、人間の実存の場所、生きられる現実を取り戻していく活動（通態の連鎖）を含意する。福岡少年院という具体的な風土において、今続いているのは、そうしたことである。

4. おわりに：支援の立ち直りへ

福岡少年院を真摯な関心とともに継続取材しているメディアから、リフレクティング・トークについて、「(筆者注：少年が) 気持ちを言葉にする能力を育むことが狙い」「少年たちの言葉の獲得を目指して」と紹介されることがある⁽¹⁷⁾。本稿の記述からいくらか明らかであろうように、それは福岡少年院という場で実際に生じている事態の一面に留まる。本来、言葉が個人に帰属することなどあり得ない以上、新たな言葉を獲得するのは関係であり、「場」それ自体であろう。そこでは、少年とともに職員たちも、筆者もまた、新たな言葉を獲得し、新鮮な関係を発見していく。そのようにして、新たな会話とともに育まれていくのがその場に固有の風土である。少年院という場を取り巻く環境が制度的にも、社会的にも大きく変化する昨今、これまで培われてきた矯正施設の組織風土の脱すべきを離脱し、地続きである社会の網の目の新鮮な一部へと回復していくこと（同時に、それは施設の外部へと自ずと反響していだろう揺らぎでもある）。「支援関係の絶対性の隘路」と「抽象的二項対立の隘路」という二つの隘路を横目に、今も日々、特定の目的を掲げることなく矯正施設の内側で重ねられているそうした活動を「支援の立ち直り」と呼ぶこともできる。

謝辞

本研究は、JSPS科研費JP20K02208, JP19KT0001の助成を受けた。

注

- (1) 藤間公太(2021)は、朝日新聞の記事を対象に「立ち直り」という言葉がどのような言葉と結びつくのかを統計的に分析するなかで、「立ち直り」が「支援」

と直接結びついていることを確認している。また、岡村逸郎（2021）は、犯罪ないし非行からの立ち直り言説を検討するなかで、法務省による「社会を明るくする運動」に注目し、その言説の特徴の一つに「立ち直り支援の用語が用いられる」ことを挙げている。

- (2) 具体的には、認知行動療法に代表されるように自らの認知を客体化しつつそれをコントロールする主体ともなる二重性を指すものであるが、少し俯瞰すれば、それは専門家によって課される療法を客体としての犯罪者に適用することにほかならず、ネガティブモデルの域を出まい。
- (3) マルナらは前者を第一次離脱、後者を第二次離脱と区別したうえで、ここでもAA (Alcoholics Anonymous) において依存症者が「回復し続けること」を参照しながら、第二次離脱の視座により立ち直りを主観的で継続的なプロセスとみなすことの妥当性を主張している (Maruna & Farrall 2004)。
- (4) たとえば、先の津富（2011）の類型において中立モデルとポジティブモデルの間に位置づけられるグッドライフモデルは、「犯罪者に、内的な資源と外的な資源を備えさせることで、さらなる犯罪から無事離脱させることを目的とする、ストレンクス志向の改善更生理論であり枠組である」(Laws & Ward 2011=2014: 210) と定義されるが、同モデルについて精査するなかで相澤育郎は、「再犯予防重視のグッドライフモデルにおいては、グッツの促進は、リスクの管理・解消のための手段に過ぎないものとなるのではないか」(相澤 2019: 25) と指摘している。
- (5) こうした事態は薬物依存への支援に限った話ではない。米国のメンタルヘルスケア領域においてピアサポート・ワーカーの制度化がもたらした「意図せざる結果」を幅広く吟味しているウォリス・アダムスは、ピアサポート役割の制度化が、まさにその経験的専門性をそこで求められる仕事の中心ではなくさせてしまい、ピアサポート・ワーカーのスティグマに逆説的な影響を及ぼし、社会的不平等を再生産する可能性をもつと指摘している (Adams 2020)。
- (6) 正確には、アドヴォカシー志向尺度と向犯罪的態度との間に -0.159 、同じく三年以内の再逮捕可能性との間に -0.155 の決して強いとは言い難い負の相関(有意水準 0.05)が見られたに留まる (Lebel 2009)。
- (7) リフレクティング・プロセス自体は、無論、矯正施設に限らず、更生保護の現場でも、司法福祉の支援の現場でも、インフォーマルな地域の活動においても実践可能であるし、実際に試行されている。また、当然、そうした関連する他の場のリフレクティング・プロセスは、たとえば多機関連携と呼ばれるような機会に様々な組み合わせでカップリングするものでもある。

立ち直り支援をめぐる二つの隘路と矯正施設のリフレクティング

- (8) ただし、こうした傾向は矯正領域に限られたことではない。メンタルヘルスケアの領域において、近年、オープンダイアログ界隈に散見されるリフレクティングの新奇な会話技法（形式化されたリフレクティング・トーク）としての矮小化という事態に対する筆者の懸念については、すでに別のところで触れた（矢原 2017b）。
- (9) 矯正施設において、そうした棄却の可能性は、ほぼ毎年生じる幹部職員の大幅な異動やその時点での入所者の状況、近年であれば、新型コロナウイルス感染症対策といった各種要因においてもつねに生じ得るものである。そうした意味でも、福岡少年院の継続的な取り組みは貴重といえる。
- (10) リフレクティングの二つの層、リフレクティング・トークとリフレクティング・プロセスの差異について確認しておくなら、対面的相互行為における会話を基本とするリフレクティング・トークに対し、リフレクティング・プロセスは、リフレクティング・トークが実現される「場」の文脈形成プロセスをも含み込んだ動的な生成変化のプロセスである。それは各現場でリフレクティング・トークをおこなうことを可能とするための制度や組織の変革、および、各現場でリフレクティング・トークを行うことを通して可能となる制度や組織の変容、それに附随し、並行してなされる各種の制度分析を含意している。
- (11) そこでは、現場の支援者に対する専門的研究者の優位、一方向的関係が生産されることで、「立ち直り支援」をめぐるさらなる階層構造が構成されていくことになるだろう。
- (12) T. アンデルセンとともにスウェーデンのカルマル刑務所において世界初の矯正施設のリフレクティング・プロセスに取り組んだJ. ワグナーは、その実践を振り返るなかで「私自身は刑務所の雰囲気(atmosphere)に注目している」(Wagner 2009: 24) と述べ、リフレクティングを重ねるなかで、刑務所全体の雰囲気が友好的なものに変化していったことを強調している。言うまでもなく、雰囲気は個としての支援者にも被支援者にも還元することはできない。それはその場の全体と、その場における個々の振る舞いが纏う質である。
- (13) この図において、場としての矯正施設の変化・更新の渦の周囲には、入所者／職員間の関係、職員間の関係はもちろん、入所者間の関係、関係機関との関係、上級官庁との関係、地域との関係、外部の研究者との関係等、それぞれに固有のリズムをもつ多様な渦が生じている。そこには、それらのカップリング、すなわち「関係と関係の関係」が生じていることを見てとれるだろう。
- (14) たとえば、それは次のように記述されている。「…これを目に見えないもの、形のないもの、しかしすべてを受け入れ、何か厄介な仕方では知的なものに与り、

論 説

きわめて理解しがたいものだといえ、間違っていることにはならないだろう」(Burnet 1902=2015: 83)。

(15) 通態性は、当初、「『風土』(milieux)の生まれ出る実践の次元。二つ以上の指向系の動的組み合わせ」(Berque 1986=1992: 212)と定義されている。

(16) ベルクによるなら、物神化とは、「主語(S)に述語(P)が授与している価値を与えることで、(通態的な)物事(S/P)を(客観的だと自称する)主語(S)として考える」(Berque 2010=2017: 378)誤謬である。

(17) 前者は一瀬圭司による2021年4月27日付の西日本新聞記事、後者は鴻上佳彦による2022年1月放送のRKB毎日放送ドキュメンタリー「自分自身の言葉で一変わる少年院と新人教官―」のオンライン上の紹介文(<https://rkb.jp/article/58816/>、2022年6月1日最終確認)からの抜粋である。

文献

Adams, W. E. (2020) Unintended consequences of institutionalizing peer support work in mental healthcare, *Social Science & Medicine*. 262, 113249.

相澤育郎 (2019) 「グッドライフモデルと犯罪・非行からの立ち直り」『犯罪社会学研究』(44), 11-29.

Burnet, J. (1902) *Platnis Opera Vol IV*, Oxford Classical Texts. (岸見一郎訳『ティマイオス／クリティアス』白澤社, 2015)

Berque, A. (1986) *Le sauvage et l'artifice : les japonais devant la nature*, Gallimard. (篠田勝英訳『風土の日本：自然と文化の通態』筑摩書房, 1992)

Berque, A. (2000) *Écoumène: Introduction à l'étude des milieux humains*, Belin, Paris. (中山元訳『風土学序説：文化をふたたび自然に、自然をふたたび文化に』筑摩書房, 2002)

Berque, A. (2010) *Histoire de l'habitat idéal : De l'Orient vers l'Occident*, Paris. (鳥海基樹訳『理想の住まい：隠遁から殺風景へ』京都大学学術出版会, 2017)

Eglash, A. (1958) Creative Restitution: A Broader Meaning for an Old Term, *The Journal of Criminal Law, Criminology, and Police Science*, 48 (6), 619-622.

藤間公太 (2021) 「新聞報道記事に見る『立ち直り』」岡邊健編『犯罪・非行からの離脱』ちとせプレス、31-47.

平井秀幸 (2016) 「犯罪・非行からの『立ち直り』を再考する：『立ち直り』の社会モデルをめざして」『罪と罰』53 (3), 70-88.

倉田めば (2020) 「リカバリー・アウトロー：薬物を使う自由とやめる自由、そして回復」『社会学評論』71 (2), 198-213.

立ち直り支援をめぐる二つの隘路と矯正施設のリフレクティング

- Laws, D. R. & Ward, T. (2011) *Desistance from Sex Offending: Alternatives to throwing away the keys*, Guilford. (津富宏・山本麻奈監訳『性犯罪からの離脱：「良き人生モデル」がひらく可能性』日本評論社, 2014)
- Lebel, T. P. (2009) Formerly incarcerated persons' use of advocacy/activism as a coping orientation in the reintegration process, Veysey, B. M., Christian, J., et al. eds., *How Offenders Transform Their Lives*, Willan Publishing, 165-187.
- Maruna, S. (2017) Desistance as a Social Movement. *Irish Probation Journal*, 14, 5-20.
- Maruna, S. & Farrall, S. (2004) Desistance from crime: A theoretical reformulation. *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, 43 (1), 171-194.
- Maruna, S. & Lebel, T. P. (2009) Strengths-Based Approaches to Reentry: Extra Mileage toward Reintegration and Destigmatization, *Japanese Journal of Sociological Criminology*, (34), 59-81. (津富宏監訳「再参入に向けた長所基盤アプローチ：再統合と脱スティグマ化への更なるマイル」日本犯罪学会編『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』現代人文社, 102-130, 2011)
- 中村雄二郎 (1989) 『場所 (トポス)』弘文堂
- Newman, F. & Holzman, L. (2014). *LEV VYGOTSKY: Revolutionary Scientist*. Taylor & Francis. (伊藤崇・川俣智路訳『革命のヴィゴツキー：もうひとつの「発達の最近接領域」理論』新曜社, 2020)
- 岡邊健 (2021) 「犯罪・非行からの離脱：研究の展開と背景」岡邊健編『犯罪・非行からの離脱』ちとせプレス, 1-28.
- 岡村逸郎 (2021) 「犯罪ないし非行からの立ち直り言説に関する歴史的検討」岡邊健編『犯罪・非行からの離脱』ちとせプレス, 49-75.
- 津富宏 (2011) 「犯罪者処遇のパラダイムシフト」日本犯罪学会編『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』現代人文社, 62-77.
- Uexküll, J. von (1934; 1970) *Streifenzüge durch die Umwelten von Tieren und Menschen*, Fischer S. Verlag GmbH. (日高敏隆・羽田節子訳『生物から見た世界』岩波書店, 2005)
- Wagner, J. (2009) Reflections on reflecting processes in a Swedish prison. *International Journal of Collaborative Practices*, 1 (1): 18-30.
- White, M. (2004) *Narrative Practice and Exotic Lives: Resurrecting diversity in everyday life*. Dulwich Centre Publications. (小森康永監訳『ナラティブ・プラクティスとエキゾチックな人生：日常生活における多様性の掘り起こし』金剛出版, 2007)
- 矢原隆行 (2016) 『リフレクティング：会話についての会話という方法』ナカニシ

論 説

ヤ出版

矢原隆行 (2017a) 「北欧の刑務所におけるリフレクティング・トークの展開」『更生保護学研究』10, 18-25.

矢原隆行 (2017b) 「オープンダイアログを殺さないための二様のリフレクティング」『N：ナラティヴとケア』8, 27-33.

矢原隆行 (2020) 「リフレクティングと司法精神医学：文脈に新鮮な風を通すためのやわらかな道具」『司法精神医学』15 (1), 55-60.